

市道古庄羽ノ浦線(古庄羽ノ浦線 4 号橋)橋梁補修調査設計業務 特記仕様書

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、阿南市が実施する令和 8 年度『市道古庄羽ノ浦線(古庄羽ノ浦線 4 号橋)橋梁補修調査設計業務』(以下、「本業務」という。)に適用する。

本業務に関する設計図書及び特記仕様書に定めのない事項については、徳島県県土整備部が定めた「徳島県設計業務共通仕様書」、「徳島県測量作業共通仕様書」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書」等を準用するものとする。

第 2 条 業務の目的

本業務は、損傷の進展が顕在化した市道橋(古庄羽ノ浦線 4 号橋)について、設計図書等の既往資料と損傷状況の詳細調査結果より、その機能の回復を経済的かつ合理的に設計し、補修工事に必要な図面及び報告書を作成することを目的とする。

第 3 条 対象橋梁

橋梁名	路線名	橋梁諸元	橋梁形式
古庄羽ノ浦 線 4 号橋	古庄羽ノ浦線	橋長=3.1m 全幅員=3.0m	上部:その他(鋼溶接橋) 下部:重力式橋台

第 4 条 示方書・参考文献等

業務の実施においては、本業務特記仕様書によるほか、以下の仕様書や基準類を参考にする。

- ・「道路構造令の解説と運用 R3 年 3 月」社団法人 日本道路協会
- ・「道路橋示方書・同解説 I・II・III・IV・V H24 年 11 月」公益社団法人 日本道路協会
- ・その他関連基準等

注) 基準書類の改訂により、内容に変更が生じた場合には、適切に対応すること。

第 5 条 測量業務

本業務で設置する基準点は 4 級基準点とする。

第 6 条 橋梁補修調査設計業務

1. 設計計画

関係資料の収集・整理を行い、業務計画書の作成を行う。

2. 打合せ協議

業務着手時、中間打合せ 2 回、成果納入時に発注者と協議を行う。

業務着手時及び成果納入時打合せには管理技術者が立ち会うものとする。

3. 損傷箇所の確認調査

① 現地踏査

既存資料の収集・整理を行った後、現地の状況を把握(損傷・劣化の程度、現況交通状況、周辺環境状況、現地調査方法、施工ヤード等)及び確認を行う。

② 外観変状調査

既存資料と現地状況との整合性を確認するほか、近接目視を行う。調査は全スパンについてハンマーによる打音調査を行うなど損傷状況の傾向を把握する。

③ 形状寸法測定

補修工設計に必要な形状寸法については、既存図書で不明な箇所では計測可能な箇所の形状寸法を測定する。

④ 一般図作成

現地調査結果をもとに、一般図の作成を行う。

⑤ 損傷図作成

現地調査結果をもとに、損傷図の作成を行う。

⑥ 報告書作成

調査業務の成果として、現地調査、損傷状況などを報告書として取りまとめる。

4. 補修工法の検討

① 補修工法検討

詳細調査等を踏まえ、損傷に対して要因除去を含めた補修対策工法を検討する。

② 設計図作成

補修工事の発注積算に必要な設計図面を作成する。

③ 数量計算

数量算出要領に従い、工種毎に数量計算を行う。

④ 照査

設計内容について、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

⑤ 報告書作成

設計業務の成果として、成果概要書他の取りまとめを行う。

5. 施工計画

施工計画として、工程計画、施工要領、施工計画図の作成を行う。

6. 概算工事費算定

補修数量、施工計画を基に概算工事費の算定を行う。

第7条 管理技術者等

本業務の管理技術者及び照査技術者は技術士(建設部門、総合技術監理部門)又はシビルコンサルティングマネージャ(鋼構造物及びコンクリート)の資格保有者であること。

また、成果品には照査報告書を添付し提出すること。

第8条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

成果品項目	規格	部数	備考
成果報告書	A4 サイズキングファイル	1	
成果報告書	電子データ	2	
設計図面、数量計算書	電子データ	2	
その他、発注者が必要と認めるもの			

第9条 直接経費

・試験費

補修設計に必要な基礎資料の収集を目的として、以下に示す各種試験を実施する。

試験の実施箇所は、発注者との協議により決定する。

- ① コア採取 : 3 本
- ② 一軸圧縮強度試験 : 3 本
- ③ 中性化試験(フェノールフタレイン法) : 3 本
- ④ 電磁波レーダー(鉄筋探査) : 3 箇所

第10条 貸与資料等

本業務で使用する図書その他資料として、次に掲げるものを貸与する。

- ・道路台帳、橋梁台帳
- ・過去の点検記録
- ・その他関連図書

第11条 通行規制及び道路使用許可申請

受注者は、現地調査前に通行規制に関し発注者と協議を行うものとし、手続きが必要な場合は、通行規制の手続き完了後より調査を行うものとする。また、全面通行止・車両通行止の規制を行う場合については、1週間以上前より規制箇所周辺に案内看板を設置する等の措置を行い、事前に周知を行うものとする。規制開始と解除時には関係機関に連絡すること。また、道路使用許可申請は受注者において行うものとし、申請書及び許可書の写しを提出すること。申請に係る費用は受注者において負担する。

第12条 その他

この特記仕様書に定めのないものや疑義が生じた場合は、発注者及び受注者双方の協議により定めるものとする。なお、発注者が特に必要と認める資料の提出等については、発注者の指示に従うこと。